

電気通信事業分野における市場検証（令和6年度） 年次レポートについて

令和7年2月19日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

I 電気通信事業分野における市場検証の概要

II 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

- ① 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響（重点的検証項目）
- ② 代替性の分析
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービス市場
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

III 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

- ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
- ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
- ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
- ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- ⑥ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認（電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認）

IV 参考資料

I 電気通信事業分野における市場検証の概要

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施（平成28年度～）。

電気通信事業分野における市場検証プロセス

電気通信市場検証会議

客観的かつ専門的な見地からの助言

基本方針

年次計画

市場分析

各種データの収集・市場動向等の分析

市場の検証

公正競争環境及び利用者利便に関する検証

電気通信事業者の業務の
適正性等の確認

定期ヒアリングによる確認
(必要に応じ、報告徴求等を実施)

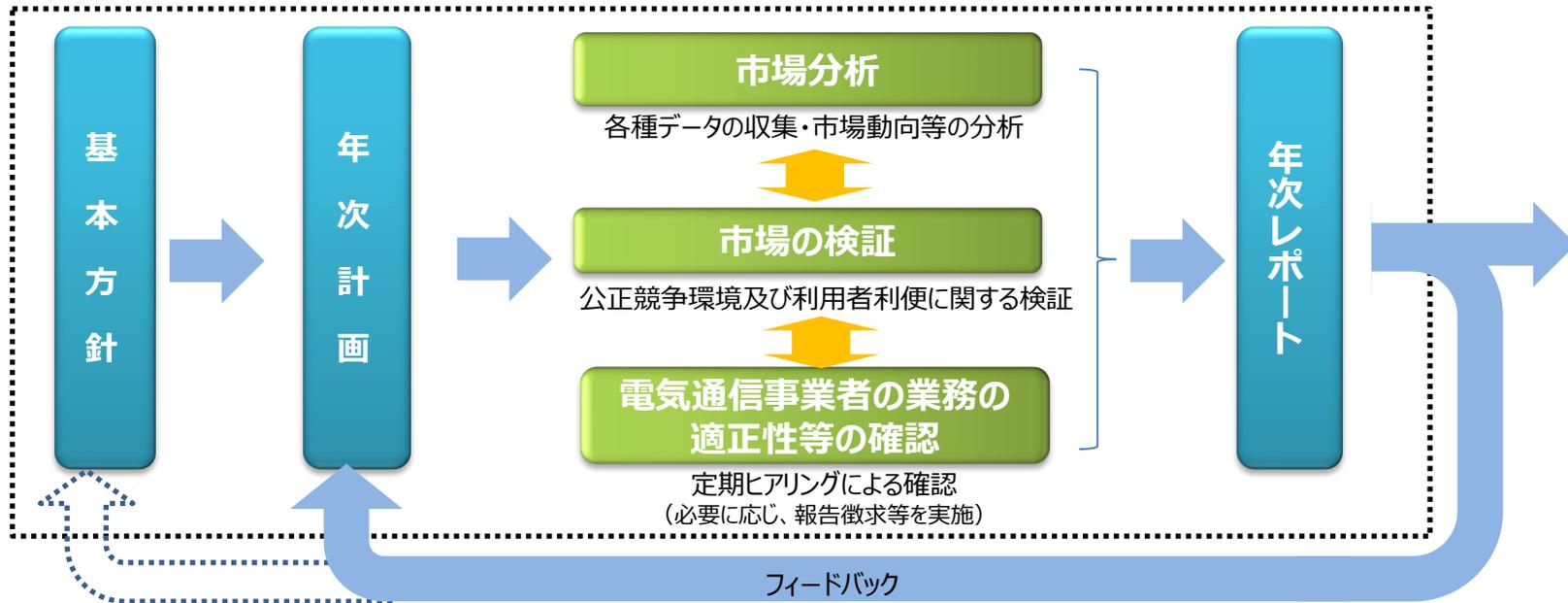
年次レポート

制度・施策等の見直し

電気通信事業法をはじめとする
法令、ガイドライン等へ反映

フィードバック

環境変化等を踏まえ、随時見直し



市場動向の分析

変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を確保し、利用者利便を確保するためには、**市場の動向を的確に把握・分析し、政策展開に反映**することが重要。

- ・電気通信事業報告規則に基づく報告内容
- ・事業者・利用者アンケートの結果 等に基づく定量的・定性的な観点から分析

① 検証対象市場に係る競争状況等の分析

		サービス範囲		地理的範囲
移動系通信	小売市場	移動系通信市場		全国
		携帯電話向け通信サービス市場	通信モジュール市場	
	卸売市場	移動系通信市場		全国
携帯電話向け通信サービス市場		通信モジュール市場		
固定系通信		データ通信	小売市場	
	固定系超高速ブロードバンド市場			FTTH市場
	音声通信	卸売市場	ISP市場	全国
		小売市場	FTTH市場	ブロック別
ネットワーク	法人向け	固定系ブロードバンド市場	東西	
		固定系超高速ブロードバンド市場	全国	
サテライト	法人向け	移動系通信市場（法人向け）	用途毎の横断的な市場	全国
		固定系通信市場（法人向け）ソリューション		

② 研究開発競争の状況の把握

電気通信事業者の業務の状況等の確認

市場環境の急速な変化やサービスの多様化を踏まえ、非常時の対応だけでなく、**平時から、各事業者の抱える電気通信サービスを提供する上でのリスクの状況を踏まえて、モニタリングを強化**する必要。

- ・利用者/事業者アンケート・事業者ヒアリング等の実施
- ・禁止行為規制や公正競争条件の遵守状況 等を確認

- ・市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（固定系・移動系）
- ・NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認 等



上記項目に加え、以下の総務省による主要事業者毎のヒアリング等を通じた「縦軸」モニタリングを中心に実施
※主要事業者：NTTグループ（NTT持株、NTT東西、NTTドコモ等）、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル。

- ・経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握
- ・法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握 等

※必要に応じて市場検証会議でヒアリングを実施



<重点的検証>

※ 前述の検証項目のうち、特に集中的に検証する必要のある特定の項目、直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえて検証すべき項目を**重点的検証の対象として位置付け**（対象は各年度の年次計画で定めている）。

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、令和 6 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「**電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和 6 年度）**」を策定。

令和 6 年度市場検証年次計画の項目

1 実施スケジュール等

2 電気通信事業分野における市場動向の分析

（1）重点的検証の対象

- 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響

（2）研究開発競争の状況の把握の方針

（3）利用者へのアンケートにおける主な質問項目

（4）法人等利用者へのアンケートにおける主な質問項目

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

（1）重点的検証の対象

- 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証

（2）電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっての観点

①経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握

②市場支配的な電気通信事業者に対する確認

③事故防止を目的とした情報通信ネットワークの信頼性向上に向けたモニタリング

④その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握

a. 子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況

b. サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等）

c. その他各事業者において重要リスクとして定めるもの

⑤その他

II 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

- ① 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響（重点的検証項目）
- ② 代替性の分析
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービス市場
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響（重点的検証項目）

- 令和6年度年次計画2（1）に従い、令和6年度の市場検証においては、非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響を把握・分析するため、利用者アンケートを通じて、利用者の非電気通信サービスの利用状況や利用している非電気通信サービスによる携帯電話サービスの契約・利用継続への影響等を確認した。
- また、MNO4者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイル）へのヒアリングを通じて、自社の移動系通信サービスの利用者に対する優遇状況や「ポイント経済圏」による移動系通信市場への影響等を確認した。

【検証結果】

- 利用者アンケートの結果を踏まえると、
 - ポイントサービスやECサイト等の各種サービスにおいては、メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携するサービスの利用が多くなる傾向がうかがえる。なお、ポイント経済圏を構築する各種サービスは複数事業者が提供するサービスを組み合わせて利用でき、排他的なサービスとはなっていない。
 - メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携する他サービスを利用していることが、メインの携帯電話を契約したことに影響をもたらしていることがうかがえる一方で、メインの携帯電話の利用継続に直ちに影響をもたらしていないことがうかがえる。
 - メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携する他サービスを多く利用している者ほど、メインの携帯電話を契約したこと及び利用継続することに影響があると回答する者が多くなる傾向がうかがえる。
- また、MNO4者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイル）に対するヒアリングにおいて、各社から、ポイント経済圏との連携による無料化・割引およびポイント還元を実施しており、それが期間限定で実施される場合や、還元されるポイント等には有効期間や上限が設けられる場合もあり、還元規模に限度が設けられているとの説明があった。さらに、一部事業者からは、ポイント還元を重視したプラン等でポイントを多く得ており、携帯電話事業者が提供又は連携するサービスを複数利用する者ほど「解約率低下」と「ARPU上昇」の傾向があるとの回答があった。その一方で、各社の利用者は他の携帯電話事業者や非携帯電話事業者主導のポイントを複数利用できることが指摘されており、利用者アンケートにおいても同様の傾向が確認できた。
- 総じて、現時点ではポイント経済圏によって携帯電話サービスの過度な囲い込みがなされているとまでは言えないが、引き続き状況を注視する。

代替性の分析手法

- 需要者の代替性に係る認識については、令和5年度検証に引き続き、市場における競争状況を把握する目的で、分析を精緻化する観点から、需要者の代替性に係る認識を確認する分析手法として、**ある事業者が、売上最大化を図る目的で、小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引き上げ（Small but Significant and Non-transitory Increase in Price、SSNIP）をした場合に、当該商品について、需要者が当該商品の購入を他の商品・サービスに振り替える程度を利用者アンケート・法人等利用者アンケートを通じて分析**することとした。令和6年度検証においては、「**小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引き上げ**」として**10%の価格引き上げを想定したアンケート調査**を行った※。具体的には、以下の観点からアンケート調査を行った。
 - 現在利用する商品・サービスについて、各商品・サービスの特徴をまとめたシナリオをアンケート回答者に提示した上で、仮に10%の価格引き上げをした場合に、アンケート回答者が当該商品・サービスの利用を他の商品・サービスに振り替える程度を分析。
- そのうえで、固定系ブロードバンドサービス間の代替性の分析については、分析を精緻化する観点から、アンケートにおいて提示する各サービスのシナリオにおいて、通信速度や安定性などの品質面での具体的な違いや契約時・解約時における工事の手間などを、具体例を用いて可能な限り明確に示した。
- 結果の分析に当たっては、**ある商品・サービスAの10%の価格引き上げに対し、商品・サービスAの利用を取りやめ、他の商品・サービスBに振り替える（代用する）ことを選択したアンケート回答者の割合が10%以上であった場合、当該商品・サービスAの提供者による価格引き上げが当該提供者の売上の拡大につながらないものと想定され、商品・サービスBが商品・サービスAの価格引き上げを妨げることになると考えられることから、このような場合、商品・サービスA及びBは代替的であると認識されていると評価**することとした。
- また、固定系ブロードバンドサービス間の代替性の分析については、価格引き上げに着目した上記の評価に加え、価格以外の要素についても、可能な範囲で考慮した分析を行うこととした。

ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、固定系ブロードバンドサービス間の代替性

- 令和6年度年次計画2（3）に従い、令和6年度の市場検証においては、令和5年度検証に引き続き、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響について分析するため、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、固定系ブロードバンドサービス間の代替性に係る認識等を確認した。

【検証結果】

- 利用者アンケートの結果を踏まえた今回の分析によれば、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、利用中の固定系ブロードバンドサービスが今後10%値上がりすると仮定した場合に、「FTTHを解約してワイヤレス固定BB（共用型）で代用する」との回答は11.3%であり、「ワイヤレス固定BB（共用型）を解約してFTTHで代用する」との回答は15.0%であり、いずれも10%を上回っているため、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の間に代替性があると認識されていることがうかがえる。
- 法人等利用者アンケートの結果を踏まえると、法人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、利用中の固定系ブロードバンドサービスが今後10%値上がりすると仮定した場合に、「FTTHを解約してワイヤレス固定BB（共用型）で代用する」との回答は1.2%であり、10%を下回っているため、FTTHアクセスサービスを利用している法人にとってワイヤレス固定BB（共用型）は代替的であると認識していないことがうかがえる。その一方で、「ワイヤレス固定BB（共用型）を解約してFTTHで代用する」との回答は10.9%であり、10%を上回っているため、ワイヤレス固定BB（共用型）を利用している法人にとってFTTHアクセスサービスは代替的であると認識していることがうかがえる。そのため、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定BB（共用型）はそれらの利用者によって相互に代替的であるとまでは認識されておらず、これらサービスの間には代替性があるとまでは認識されていないことがうかがえる。

ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、固定系ブロードバンドサービス間の代替性

【検証結果（続き）】

- **属性に応じた分析として、利用者の年代別、居住形態別、同居人数別の分析**を行った。利用者アンケートを踏まえると、年代ごと、居住形態ごと、同居人数ごとに代替性の認識に一定程度違いがあるものの、特定の傾向は見られない。
- **令和5年度の検証では、法人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、ワイヤレス固定BB（共用型）を利用している法人にとってFTTHアクセスサービスは代替的でない**と認識していると評価している一方で、**令和6年度は代替的であると認識している**と評価しており、**代替性の認識に変化**が見られる。令和5年度に比べて**令和6年度は、アンケートで提示する各サービスのシナリオにおいて、通信速度や安定性などの品質面での具体的な違いや契約時・解約時における工事の手間などを追加**しており、利用者の回答に影響を及ぼしたことが考えられる。法人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいて代替性の認識に変化が見られ、サービスが個人向けか法人向けかという違いにより、アンケートの結果に違いが見受けられたことを踏まえ、**引き続き、個人向けのサービスと法人向けのサービスの認識について注視**する。

携帯電話の通話といった従来の通信サービスとOTTサービス間の代替性

- 令和6年度年次計画2(3)に従い、令和6年度の市場検証においては、音声通信における移動系通信市場と固定系通信市場との間の影響を把握・分析するため、令和5年度検証に引き続き、**携帯電話の通話といった従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービス(音声アプリケーション等)に関して、従来の通信サービスとの間の代替性について分析するため、利用者の利用状況や従来の通信サービスとの代替性に係る認識等を確認した。**
- また、**法人向けサービスの中で、従来の法人向けの固定電話や携帯電話サービス等と比較的類似しているOTTサービス(Web会議システム等)についても、従来の通信サービスとの間の代替性について分析するため、利用者の利用状況や従来の通信サービスとの代替性に係る認識等を確認した。**

【検証結果】

- 利用者アンケートの結果を踏まえた今回の分析結果では、**個人向けの音声通話においては、**利用中の携帯電話サービスの通話定額プランの料金が、今後10%値上がりすると仮定した場合に、「わからない」との回答を除くと、利用中の「通話定額をやめてその分は主にLINEで代用する」との回答が6.8%であり、10%を下回っているため、**携帯電話の通話定額プランとLINEが代替的であると認識されていない**ことがうかがえる。
- また、**固定電話サービスと携帯電話の通話定額プランの間の代替性については、**利用中の固定電話サービス含む全ての固定電話の料金(月額基本料+通話料)が、今後10%値上がりすると仮定した場合に、「現在利用の固定電話をやめて携帯電話の通話定額で代用する」との回答が11.1%であり、10%を上回っているため、**固定電話の利用者にとって、携帯電話の通話定額プランが代替的であると認識されている**ことがうかがえる。その一方で、利用中の携帯電話サービスの通話定額プランの料金が、今後10%値上がりすると仮定した場合に、「わからない」との回答を除くと、「通話定額をやめてその分は主に固定電話で代用する」と回答した割合(0.2~1%)は10%を下回っているため、**携帯電話の通話定額プランの利用者にとって、固定電話が代替的であると認識されていない**ことがうかがえる。そのため、**固定電話サービスと携帯電話の通話定額プランはそれらの利用者によって相互に代替的であるとまでは認識されておらず、それらのサービスの間には代替性があるとまでは認識されていない**ことがうかがえる。

携帯電話の通話といった従来の通信サービスとOTTサービス間の代替性

【検証結果（続き）】

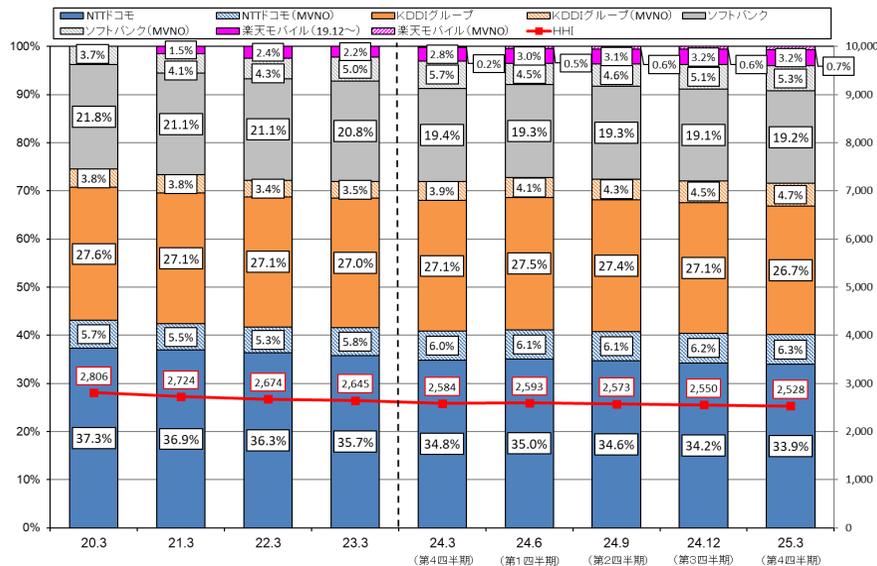
- 法人等利用者アンケートの結果を踏まえると、**法人向けの音声通話においては、**利用中の携帯電話サービスを含む全ての携帯電話サービスの料金（月額基本料＋通話料）が、今後10%値上がりすると仮定した場合に、「携帯電話サービスをやめて他サービスで代用する」と回答した割合（0.0～1.5%）は10%を下回っているため、**携帯電話サービスを利用する法人等利用者においては、他の音声通話サービスが代替的ではないと認識されている**ことがうかがえる。また、利用中の固定電話サービスを含む全ての固定電話サービスの料金（月額基本料＋通話料）が今後10%値上がりすると仮定した場合に、「固定電話サービスをやめて他サービスで代用する」と回答した割合（0.6～6.2%）は10%を下回っているため、**固定電話サービスを利用する法人等利用者においては、他の音声通話サービスが代替的ではないと認識されている**ことがうかがえる。そのため、**法人向けの音声通話においては、携帯電話サービス・固定電話サービス・OTTサービス**の間に代替性があるとまでは認識されていないことがうかがえる。
- **令和5年度の検証では、個人向けの音声通話においては、携帯電話サービスの通話定額プランとLINEが代替的であると認識している**と評価している一方で、**令和6年度は代替的であると認識されていない**と評価しており、**代替性の認識に変化**が見られる。個人向けの音声通話において代替性の認識に変化が見られたことを踏まえ、**引き続き、携帯電話の通話といった従来の通信サービスとOTTサービス（音声アプリケーション等）の認識について注視**する。

③ 移動系通信市場

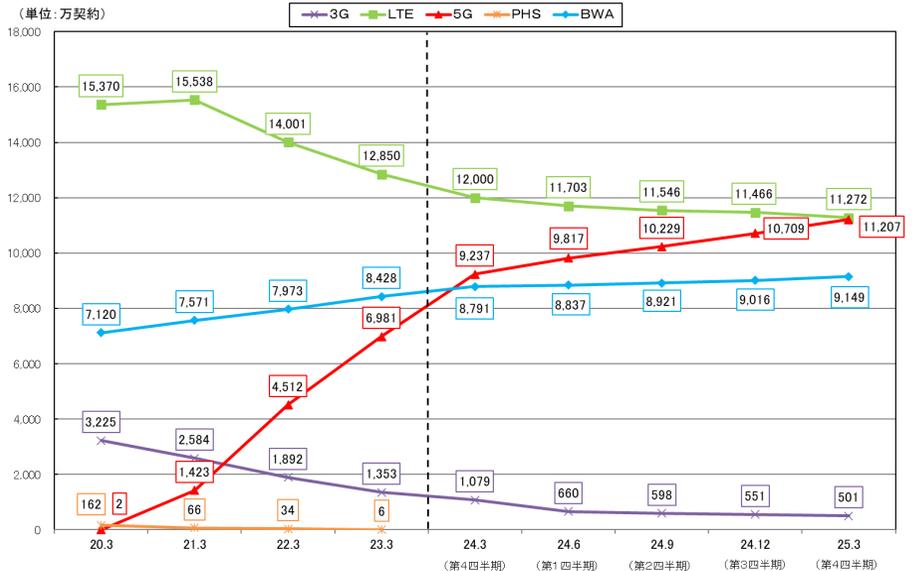
移動系通信市場（小売市場）

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、**NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO 3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している。楽天モバイルはMNOとして参入後、2024年度末時点ではシェアが3.2%となり、前年同期比でシェアが増加するとともに、MVNOのシェアも増加している（24.3:15.8%→25.3:17.0%）**ことから、今後、従来のようなMNO 3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の契約数の推移等を確認したところ、**移動系通信の契約数は緩やかに増加**し続けており、3Gや4G/LTEの契約数は減少する一方、**5Gの契約数は急速に増加**している。また、移動系通信のうち、**MVNO契約数は依然として増加**を続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、**MVNO事業者数は緩やかに増加**し、主要事業者の売上高は、KDDIとソフトバンクのみ緩やかに増加している。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2024年度においては、MNOは273万の増加（NTTドコモは13万の増加、KDDIグループは66万の増加、ソフトバンクは75万の増加、楽天モバイルは119万の増加）、MVNOは356万の増加となっている。
- 移動系通信市場の小売市場については、**緩やかに市場規模が拡大**を続ける中、**MVNOのシェアが拡大**している。

【移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



【3G・LTE・5G・PHS・BWAの各契約数の推移（単純合算）】



注1：MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
 注2：HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。
 注3：楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。

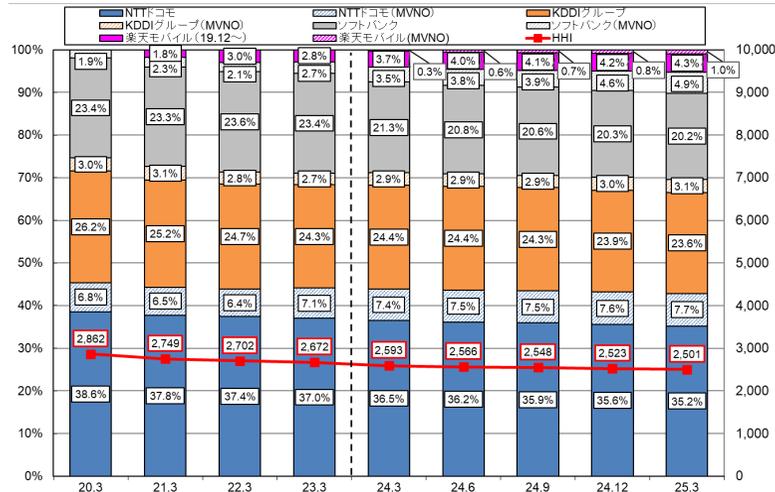
注1：LTEの契約数には、3G及びLTEのどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。
 注2：5Gの契約数には、LTE及び5Gのどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。

③ 移動系通信市場

携帯電話向け通信サービス市場（小売市場）

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、移動系通信市場全体と同様であり、**楽天モバイルはMNOとして参入後、2024年度末時点ではシェアが4.3%となり、前年同期比でシェアを増加**させており、**MVNOのシェアも増加**していることから、今後、従来のようなMNO 3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられる。
- 市場全体の動向に関する指標として、携帯電話向け通信サービスの契約数の推移等を確認したところ、**携帯電話向け通信サービスの契約数は緩やかに増加**し続けている。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、**SIMカード型を提供するMVNO事業者数は緩やかに増加**し続けている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2024年度においては、MNOは196万の減少（NTTドコモは56万の減少、KDDIグループは171万の減少、ソフトバンクは87万の減少、楽天モバイルは119万の増加）、MVNOは127万の増加となっている。
- また、**利用者アンケートにおいて、現在利用契約している携帯電話サービスが仮に利用できなくなった場合、他のどの事業者のサービスに変更するかを確認したところ、総じて、同一事業者が提供するブランド間での代替性が高くなっている**ことがうかがえる。また、楽天モバイルは、様々な事業者のサービスとの間で一定程度の代替性が存在することがうかがえる。
- このように、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場については、移動系通信市場全体と同様、**緩やかに市場規模が拡大を続ける中、MVNOのシェアが拡大**している。

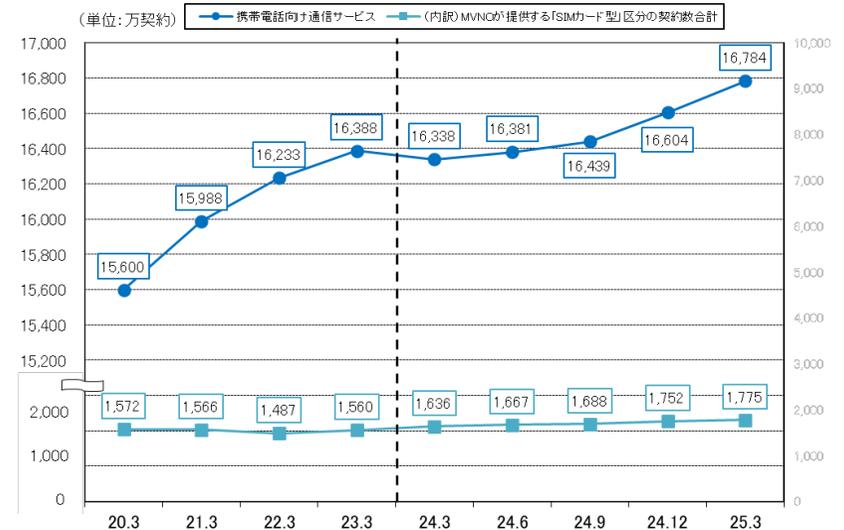
【携帯電話向け通信サービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



注1：「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ（2020年度第2四半期まで）が含まれる。
 注2：MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
 注3：HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【携帯電話向け通信サービスの契約数の推移】



注：MNO及び提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

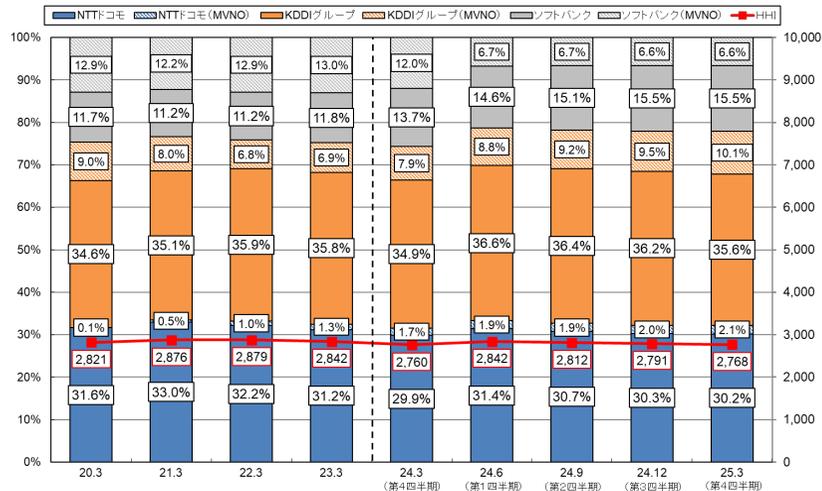
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 移動系通信市場

通信モジュール市場（小売市場）

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、**MNO 3社の合計シェアが80%を超えており、各社のシェアの変動は比較的大きく、MVNOのシェアは20%を下回っている。**
- 市場全体の動向に関する指標として、通信モジュールの契約数の推移等を確認したところ、**通信モジュールの契約数は、継続して高い伸びを続けている。**
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、**通信モジュールを提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けている。**
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2024年度においては、MNOは312万の増加（NTTドコモは69万の増加、KDDIグループは80万の増加、ソフトバンクは163万の増加）、MVNOは103万の減少となっている。
- このように、通信モジュール市場の小売市場については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、**各事業者のシェアの変動が比較的大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。**

【通信モジュール市場におけるシェア及び市場集中度の推移】



注1：「KDDIグループ」には、KDDI及び沖縄セルラーを含む。

注2：MVNOのシェアを提供元のMNOごとに合算し、当該MNO名の後に「(MVNO)」と付記して示している。

注3：HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。

注4：各社のMVNO契約数については、提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を元に作成しているため、MVNO契約数が実際よりも過少となっている可能性がある。

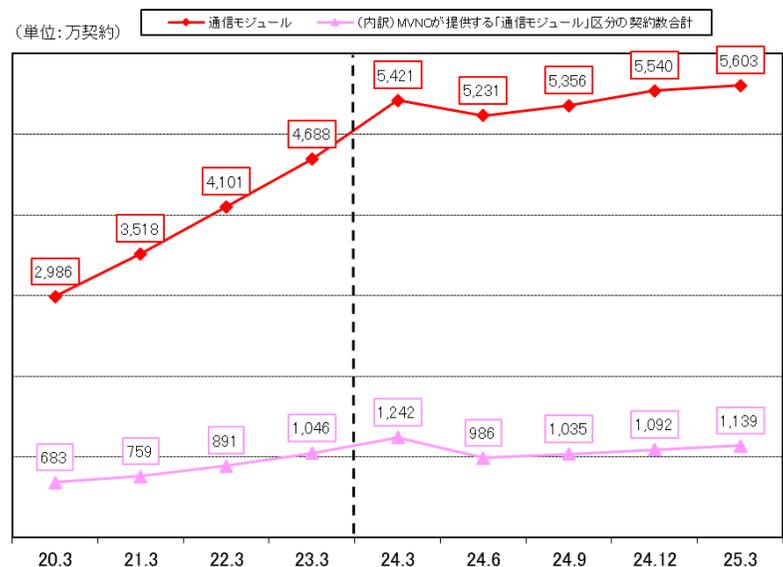
注5：実質的にはIoT向けと考えられるものの、MVNOから「通信モジュール」ではなく「SIMカード型」として契約数の報告がなされている場合も存在する可能性があるため、MVNO契約数が実際よりも過少となっている可能性がある。

注6：通信モジュールを提供するMVNOの中には、MNOと同様の形態でサービスを提供していないものも含まれている可能性がある。

注7：本グラフでは、携帯電話回線を用いた通信モジュール契約数からシェアを算出している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【通信モジュールの契約数の推移】



注：MNO及び契約数3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

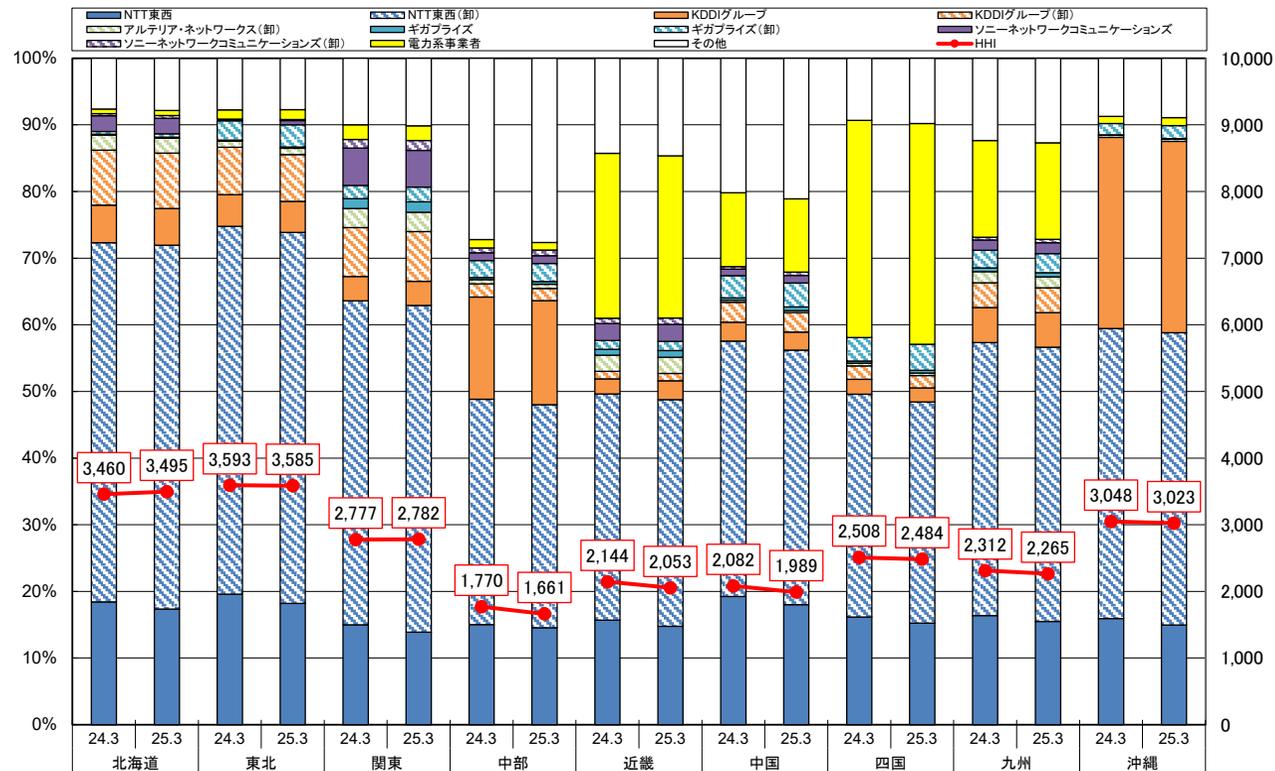
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

④ 固定系通信市場

FTTH市場（小売市場）

- 市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、卸電気通信役務の提供に係るシェアを含むと、**NTT東西のシェアは全ての地域ブロックで約50%～約70%と高い状態が継続しているものの、近畿・中国・四国を除く地域ブロックにおいてはKDDIグループが、近畿・中国・四国・九州においては電力系事業者が一定のシェアを有している。**
- 卸電気通信役務の提供に係るシェアを除くと、NTT東西のシェアは全ての地域ブロックで2023年度末時点から減少している。一方、中部・近畿においてはKDDIグループが、北海道・東北・四国・沖縄においては電力系事業者がシェアを増加させている。

【FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（設備設置事業者別）（地域ブロック別）】



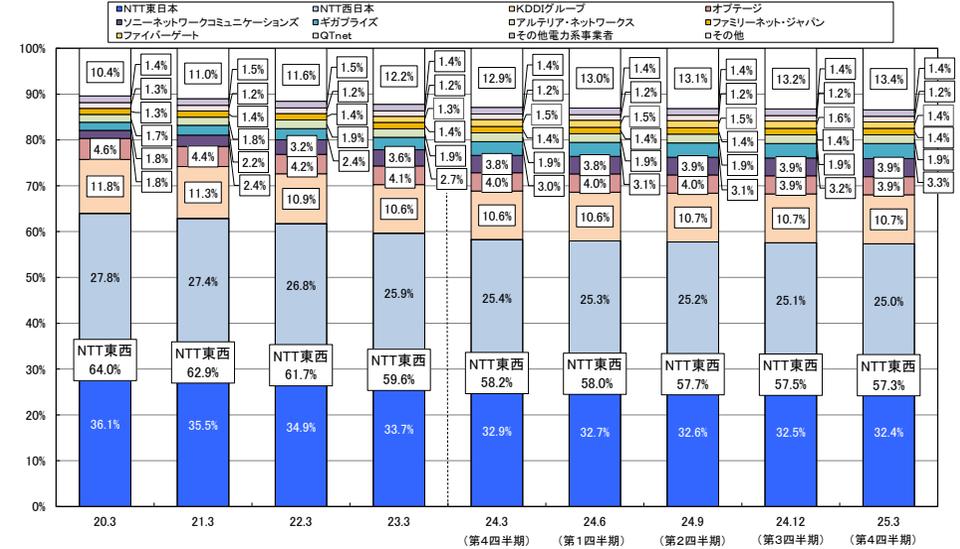
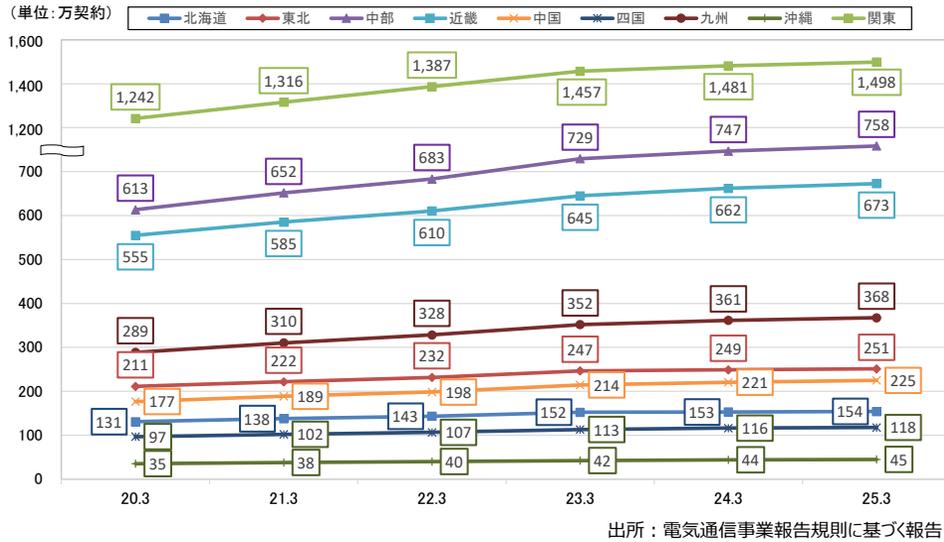
FTTH市場（小売市場）

- 市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別のFTTH契約数の推移等を確認したところ、**FTTH契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加**している。
- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移や主要事業者の売上高等を確認したところ、**すべての地域ブロックにおいて、事業者数は増加傾向**にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数（卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。）の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2024年度においては、NTT東西は35万の減少、NTTドコモは43万の増加となっており、NTTグループ（NTT東西、NTTドコモ、NTTコム）としてみると、44万の減少となっている。KDDIグループは8万の増加、電力系事業者は22万の増加となっている。
- なお、参考として、サービス提供主体別のシェアを確認したところ、個社別では、**NTTドコモが19.0%とシェアトップ**であり、**ソフトバンク（12.0%）、KDDIグループ（9.6%）、NTT西（7.5%）、NTT東（7.4%）の順**となっている。**NTTグループのシェアは30%を超えているものの、減少傾向が継続**している一方、**ビッグロブ・ソフトバンクのシェアが伸びている**。
- このように、FTTH市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、**設備設置事業者別のシェアをみると、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続**している。全国単位ではあるが、**サービス提供主体別のシェアをみると、NTTドコモがシェアトップ**であり、**NTTグループのシェアは30%を超えているものの、減少傾向が継続**している一方、**ビッグロブ・ソフトバンクのシェアが伸びている**。

④ 固定系通信市場

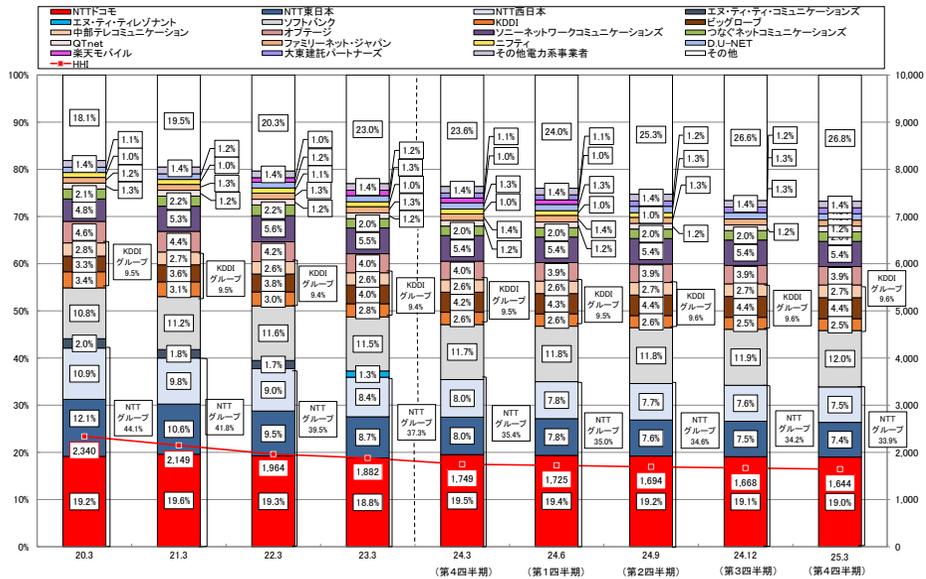
【FTTHの契約数の推移（地域ブロック別）】

【FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（設備設置事業者別）（全国）】



【FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（サービス提供主体別）】

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

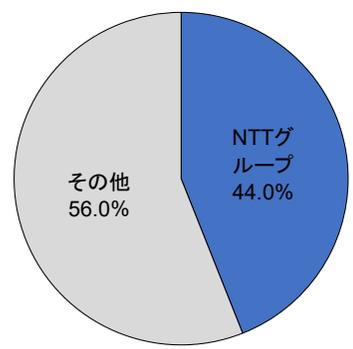


④ 固定系通信市場

FTTH市場（卸売市場）

- 事業者の動向に関する指標として、地域ブロック別の事業者数の推移を確認したところ、全ての地域ブロックにおいて、事業者数は横ばいになっている。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2024年度においては、NTT東西は4万の増加、KDDIグループは6万の増加となっている。
- なお、参考として、NTT東西のサービス卸に関する各種の指標を確認した。まず、**サービス卸の契約数は増加**し続けており、**NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合も上昇**を続け、**70%程度**となっている。また、**サービス卸の契約数に占めるNTTグループへの卸契約数の割合は、50%程度の水準で減少傾向**であり、**卸先事業者の形態別にみると、MNOが70%を超える水準で推移**している。
- このように、FTTH市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、**NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況**にある。

【サービス卸の契約数に占めるNTTグループへの卸契約数の割合の推移】

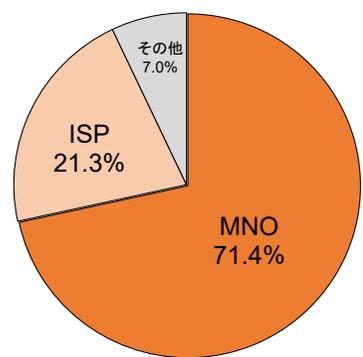


(参考) NTTグループのシェアの推移

	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3
NTTグループ	52.2%	50.7%	48.7%	47.0%	45.6%	44.0%

注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する。
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【サービス卸の契約数における卸先事業者形態別シェアの推移】



(参考) MNO/ISPのシェアの推移

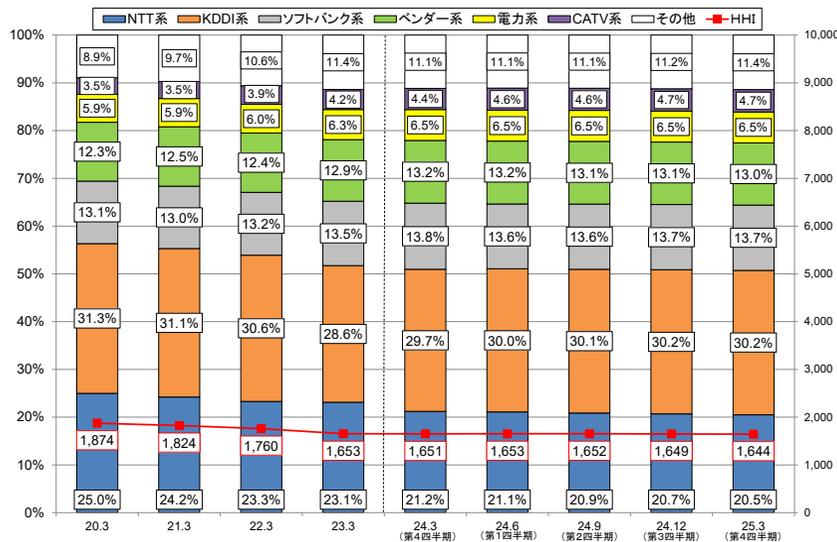
	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3
MNO	73.4%	73.5%	73.2%	73.4%	72.4%	71.4%
ISP	19.3%	19.8%	19.7%	20.2%	20.6%	21.3%

注：「その他」に分類される事業者においても「ISP」に該当する事業者は存在する。
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

ISP市場

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、**NTT系、KDDI系、ソフトバンク系、ベンダー系がそれぞれ10～30%程度のシェア**を有しており、**各事業者のシェアの変動は小さい**。
- 市場全体の動向に関する指標として、ISP（固定系）の契約数の推移等を確認したところ、**ISP契約数は減少していたが直近では緩やかに増加**している。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、事業者数は直近では横ばい状態にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT系が每期－10%～－3%程度、KDDI系が每期－9%～＋2%程度、ソフトバンク系が每期－1%～＋2%程度、ベンダー系が每期±0%～＋1%程度、電力系が每期＋1%～＋2%程度、CATV系が每期＋3%～＋12%程度で推移している。
- このように、ISP市場においては、**各事業者のシェアの変動は小さいものの、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない**。

【ISP（固定系）市場の契約数における事業者別シェアの推移】



注1：「NTT系」には、NTTコム、NTTぷらら（2022年度第1四半期まで）、NTTドコモ等が含まれる。

注2：「KDDI系」には、KDDI、CTC、J:COMグループ、ビッグロブ等が含まれる。

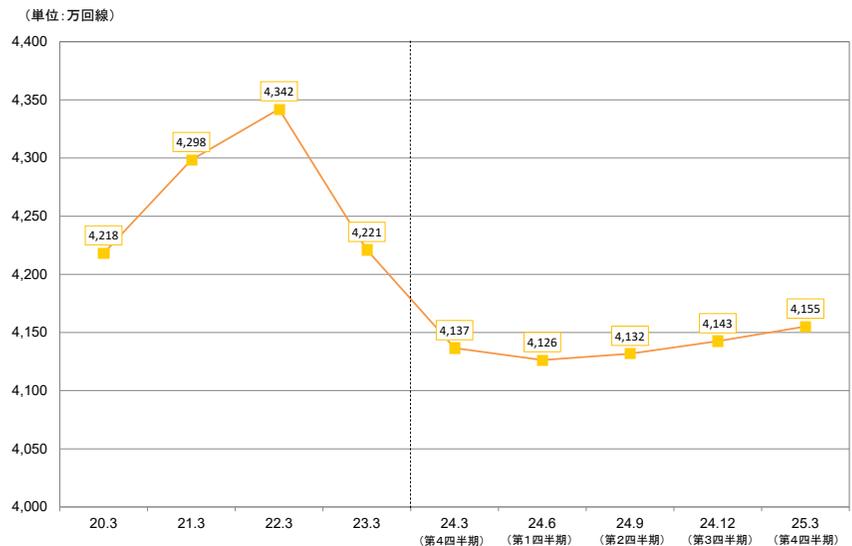
注3：「ソフトバンク系」には、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。

注4：「ベンダー系」には、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ニフティ等が含まれる。

注5：「電力系」には、オプテージ、STNet、QTnet等が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【ISP（固定系）市場の契約数の推移】



注1：契約数が5万以上のISPからの報告を基に作成。

注2：主契約のみの契約数。

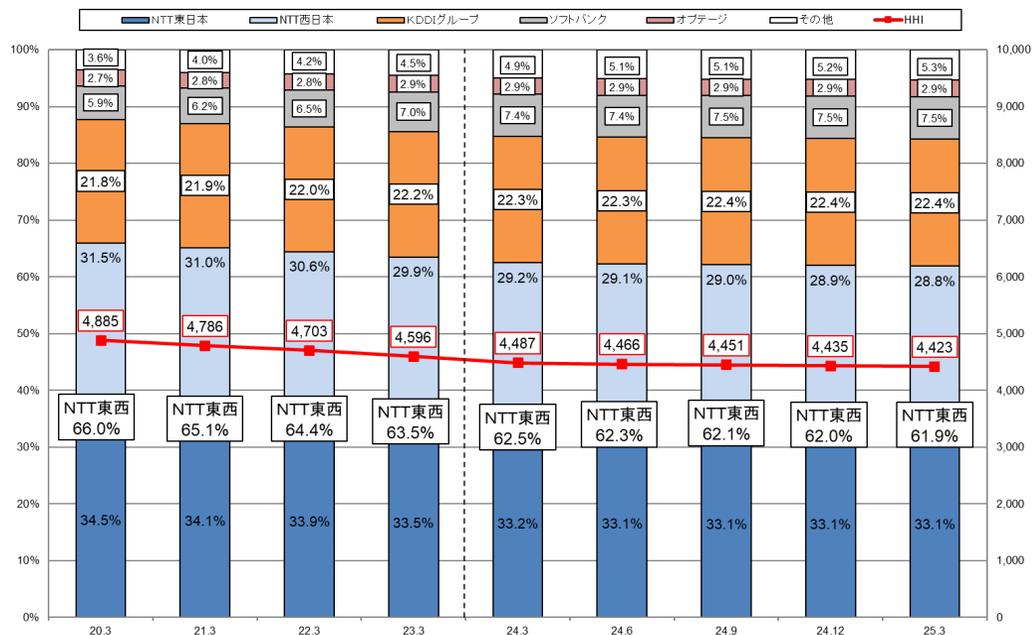
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

④ 固定系通信市場

固定電話市場

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、**NTT東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として60%を超えている。**
- 市場全体の動向に関する指標として、固定電話の契約数の推移を確認したところ、特に**NTT東西の加入電話の契約数が減少**しており、**固定電話全体として減少傾向**にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT東西は每期－4%～－3%程度で減少を続けており、KDDIグループは每期－2%～－1%程度、オプテージは每期－1%程度、ソフトバンクは每期＋3%～＋5%程度で推移している。
- このように、固定電話市場においては、**NTT東西のシェアは2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向**にあり、**市場全体としても、継続的に縮小傾向**にある。

【固定電話の契約数における事業者別シェアの推移（全国）】



注1：「NTT東西」は、それぞれ加入電話（ISDNを含む。）、OABJ-IP電話の合計を示す。

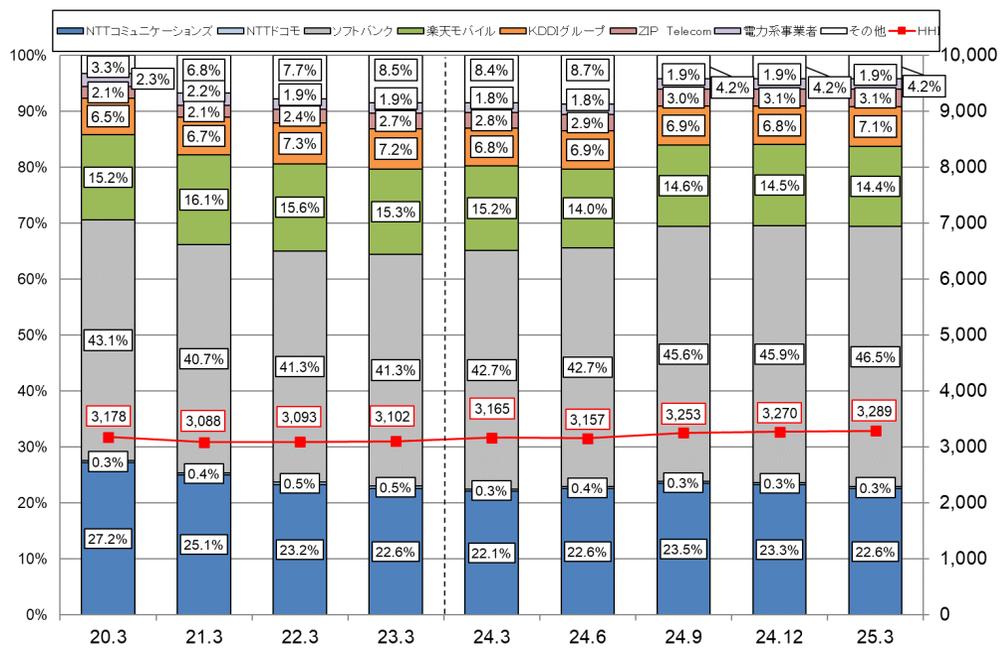
注2：「KDDIグループ」には、KDDI、CTC及びひj:COMグループが含まれる。

④ 固定系通信市場

050-IP電話市場

- 市場構造に関する指標として、事業者別シェア等を確認したところ、**NTTコムが約23%程度、ソフトバンクが約45%程度、楽天モバイルが約15%程度で推移**しており、**直近では横ばい傾向**にある。
- 市場全体の動向に関する指標として、**050-IP電話の利用番号数の推移**を確認したところ、**直近では横ばい傾向**にある。
- 事業者の動向に関する指標として、事業者数の推移を確認したところ、**事業者数は横ばい状態**にある。
- 事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTTコムは每期 - 3% ~ + 6%程度、KDDIグループは每期 + 1% ~ + 14%程度、ソフトバンクは每期 - 3% ~ + 6%程度、楽天モバイルは每期 ± 0% ~ + 15%程度で推移している。
- このように、050-IP電話市場においては、**各事業者のシェアに大きな変動は見受けられず、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない**。

【050-IP電話の利用番号数における事業者別シェアの推移】



注1：その他NTTには、NTT-ME、NTTネオメイト、NTTPCコミュニケーションズ、NTTコムが含まれる。
 注2：「KDDIグループ」には、KDDI及びCTCが含まれる。
 注3：楽天モバイルについては、2019年度第1四半期までは楽天コミュニケーションズのシェア

法人向けサービス市場

- 市場検証基本方針3(2)の通り、法人向けサービス市場については、ネットワークの提供に着目し、移動系通信市場(法人向け)と固定系通信市場(法人向け)の双方を検証対象市場とするとともに、ネットワーク単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、用途毎の横断的な市場を画定した上で、検証対象市場としている。
- 令和6年度の市場検証においては、**用途ごとの横断的な市場として、拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、IoT機器接続用途の4種類の用途ごとの市場に関する検証**を行い、それぞれの市場において、市場動向に関する指標、法人向けサービスの供給側の動向に関する確認項目、法人向けサービスの需要側の動向に関する確認項目を確認した。
- 法人向けサービスの市場動向に関する指標を確認すると、**移動系通信(法人向け相対契約)、通信モジュール、LPWA、一部のWANサービスの契約数は引き続き増加傾向**にあることがうかがえる。
- 法人向けサービスの供給側の動向を確認すると、**法人向けサービスの提供状況は用途ごとに多種多様**であり、**国内の電気通信事業者が主な供給事業者**であることがうかがえる。
- 法人向けサービスの需要側の動向を確認すると、**国内の電気通信事業者だけでなく、国内SIerも調達先事業者候補等に選ばれるなど、レイヤーをまたいだ競争が行われている**ことがうかがえる。また、**調達に関して相談した企業から実際の調達先が選ばれる割合が最も高い結果となっており、調達に関する相談相手に選ばれることが重要**であることがうかがえる。
- 令和6年度検証においては、用途ごとの横断的な市場の中でも、**拠点間通信で利用するオンプレミスシステムとWANサービスの運用費用が10%値上がりする場合における、今後のシステムや通信の利用方法について、法人等利用者アンケートを通じて確認**した。法人等利用者アンケートの結果を踏まえると、拠点間通信の用途においては、オンプレミスシステムをクラウドサービスに移行すると回答した割合は計32.1%であり、10%を上回っているため、**オンプレミスシステムの利用者にとって、クラウドサービスが代替的であると認識されている**ことがうかがえる。
- また、**オンプレミスシステムがクラウドサービスに代替することに伴い、WANサービスからインターネットの利用が増えていくことが想定される一方、法人等利用者によっては、継続してオンプレミスシステムとWANサービスを利用する意向が強いものもいる**ことがうかがえる。**オンプレミスシステムとWANサービスの組合せからクラウドサービスとインターネットの組合せへの移行状況**については、クラウドサービスの拡大による法人向けサービス市場への影響として、**継続して注視**する。

⑥ 研究開発競争の状況の把握

研究開発競争の状況把握

- 令和6年度検証においては、市場検証基本方針及び令和6年度年次計画を踏まえ、主要な電気通信事業者（NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）における研究開発の状況について、**研究開発費の推移を把握**するとともに、共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、**研究開発に関する現状等について把握**を行った。また、**日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によるNTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点について検討**を行った。令和6年度に実施した事業者ヒアリングの概要は以下のとおり。

（1）研究の実施体制

- NTT
 - 世界をリードする技術を生み出し、社会や産業、学術の発展に寄与していくという理念のもと、IOWN総合イノベーションセンタをはじめとする4つの総合研究所において、約2,300人の研究者が、様々な分野を支える研究開発を幅広く行う体制をとっているとのことであった。
 - NTTグループ各社から拠出された研究開発費等を活用して基盤的研究開発を推進し、研究開発により創出された成果は、研究開発費を拠出した事業会社等において活用されて実用化開発が行われ、サービスが展開されており（実用化開発の成果は、各事業会社に帰属）、NTT持株とNTTドコモ等の連携についても、この役割分担、位置付けは、令和5年度検証以降も変わらないとのことであった。
 - 基盤的研究開発費については、研究開発計画に基づき決定した研究開発費を参加会社で按分して負担しており、具体的には、各研究分野ごとの研究開発費を、当該分野の成果活用を希望する参加会社で按分し、年度開始時に負担額を決定（年度開始時に決定した負担額は、年度途中で変更しない）しているとのことであった。
 - NTT持株が実施する基盤的研究開発と事業会社が実施する実用化研究開発に要した費用は2023年度で2,548億円とのことであった。
- KDDI
 - KDDI総合研究所の先端技術研究所において、248名の研究者が、シンクタンク部門と6つの注力領域（光、無線、ネットワーク、AI、セキュリティ、XR）ごとに、本社開発部門と連携して研究開発を行う体制を構築しているとのことであった。
 - 研究開発費の総額は、2021年度～2023年度においては前年比で約4～5%程度ずつ増加しており、2023年度で277億円とのことであった。
- ソフトバンク
 - 先端技術研究所をはじめとする社内の技術部門内に点在する研究組織において研究開発を行う体制を構築しているとのことであった。
 - 研究開発費の総額は、増加傾向にあり、2023年度で604億円とのことであった。
- 楽天モバイル
 - 楽天グループにおいて、日本の拠点に加え、海外においても複数の拠点を設け、研究体制を拡大しているとのことであった。
 - 楽天グループの研究開発費の総額は、2020年の楽天モバイルの事業本格開始後に増加しており、2023年度で143億円とのことであった。

⑥ 研究開発競争の状況の把握

研究開発競争の状況把握

(2) 各社における研究開発の概要（共同研究開発の現状や異業種連携の現状等を含む）

- NTTでは、国内外の様々な分野のパートナーと連携して、多様性を受容できる豊かで持続可能な社会の実現に向けた多様な研究開発を行っており、IOWN構想の実現とともに、様々な社会的課題を解決し、人々が意識することなく技術の恩恵を受けることができるスマートな世界の実現をめざした、世界を変革する多様性・継続性を意識した研究開発を続けているとのことであった。具体的には、光電融合技術の進展を含むIOWN構想の推進や日本発LLMのtsuzumiの社会実装等に取り組んでいるとのことであった。
- KDDIでは、KDDI総合研究所において、本社開発部門と連携し、様々な社会課題を解決する技術の研究活動を推進している。先端技術研究の分野において、メーカーや大学等と連携し、Beyond 5G/6G時代を見据えた次世代光インフラ技術に関する研究開発やAIに関する研究開発を推進しているとともに、ファンドを通じた出資・支援による、事業創造、気候変動対応、地域共創等を推進するスタートアップ企業等と連携した取組も実施しているとのことであった。
- ソフトバンクでは、「AI共存社会」を支える「次世代社会インフラ」の実現に向け、様々な研究開発を推進している。次世代社会インフラの活用として、AI、ネットワーク高度化、DX、NTNを軸として考え、これらを支える次世代社会インフラとしてネットワークやデータセンターなどについて研究開発を実施しているとのことであった。
- 楽天グループでは、インターネット関連の基礎技術としてAI関連技術やユーザーインタラクション・AR/VR/MR、移動通信システム関連技術としてIoT、ロボット及びドローン関連技術について研究しているとのことであった。また、国際標準化の場において、研究開発で得られた成果を積極的に発信しているとともに、日本及び世界における産官学連携による、研究開発成果の普及及び社会実装を推進しているとのことであった。

(3) NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの取組

- NTT持株によれば、研究開発責務の撤廃後も引き続き、国内外の様々なパートナーと機動的な連携も図りつつ、研究開発に積極的に取り組むとともに、様々な研究開発成果の社会実装を進め、国内の産業基盤の強化、国際競争力の強化等に貢献していきたいと考えているとのことであった。

(4) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によるNTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点

- NTT
 - 研究開発の責務撤廃後の基礎・基盤的研究の取組状況の把握にあたっては、開示可能な範囲で協力していきたいと考えているものの、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、産学官全体で促進していくことが重要であり、検証対象については、NTT持株のみならず、他の電気通信事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等も含め、我が国全体の研究開発を対象として検証していくことが必要と考えているとのことであった。

⑥ 研究開発競争の状況の把握

研究開発競争の状況把握

(4) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によるNTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点（続き）

- KDDI
 - 国際競争力の強化という観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によってNTT持株の研究開発責務を撤廃しているため、同法の改正が実際に国際競争力の強化という効果をもたらしたのかといった点について検証していくことが必要と考えているとのことであった。
- ソフトバンク
 - NTT持株の研究開発責務が撤廃されたものの、我が国におけるNTT持株の研究開発の重要性は責務撤廃後も変化するものではないため、NTT持株の研究開発の状況等について、長期的かつ継続的な検証が必要と考えているとのことであった。
 - NTT持株の研究開発責務の撤廃に当たっては、NTT持株から同責務が国際展開の更なる推進に向けて、IOWN等の研究開発をパートナーと連携して展開していくうえで、国際競争力強化及び経済安全保障の支障となることから撤廃すべきという主張がなされていたことから、同責務撤廃以降に、実際に国際競争力の強化がなされたのか、経済安全保障の確保がされているのかといったことを検証することが考えられるとのことであった。
 - NTT持株の研究開発責務の撤廃後も、電気通信市場の発展を図る観点では、相互接続・公正競争への影響は配慮されるべきであり、NTT持株が研究成果ごとの普及に向けてどのような方法を採用し、その判断は妥当であったのかといった点や、共同研究の相手方に独占実施権や優先実施権を設定した場合に、どのような考えに基づく判断であったのかといった点について検証することが考えられるとのことであった。
- 楽天モバイル
 - NTT持株から研究成果をパートナーと連携して展開していくうえで研究開発責務が支障であったと主張がなされていたことから、NTT持株の同責務が撤廃されたことによって、グループ外企業・組織を巻き込んだオープンイノベーションをさらに加速できる環境が整ったと考えられるとのことであった。
 - NTT持株の研究開発責務の撤廃に伴い、NTT持株におけるリスクの高い基礎・基盤的研究の後退、NTT持株の各子会社負担で運営されるNTT持株での研究開発費等の負担割合や使用用途の不透明化、グループ外企業との共同プロジェクト等における開示範囲の一層の不透明化といった懸念があると考えられるため、研究開発競争の状況について、市場検証会議においてヒアリングの機会が設けられたことに賛同するとともに、今後も引き続きヒアリングを実施し、前述の懸念の顕在化が認められる等の問題が生じた際には、その問題について適切に検証していくことが必要と考えているとのことであった。

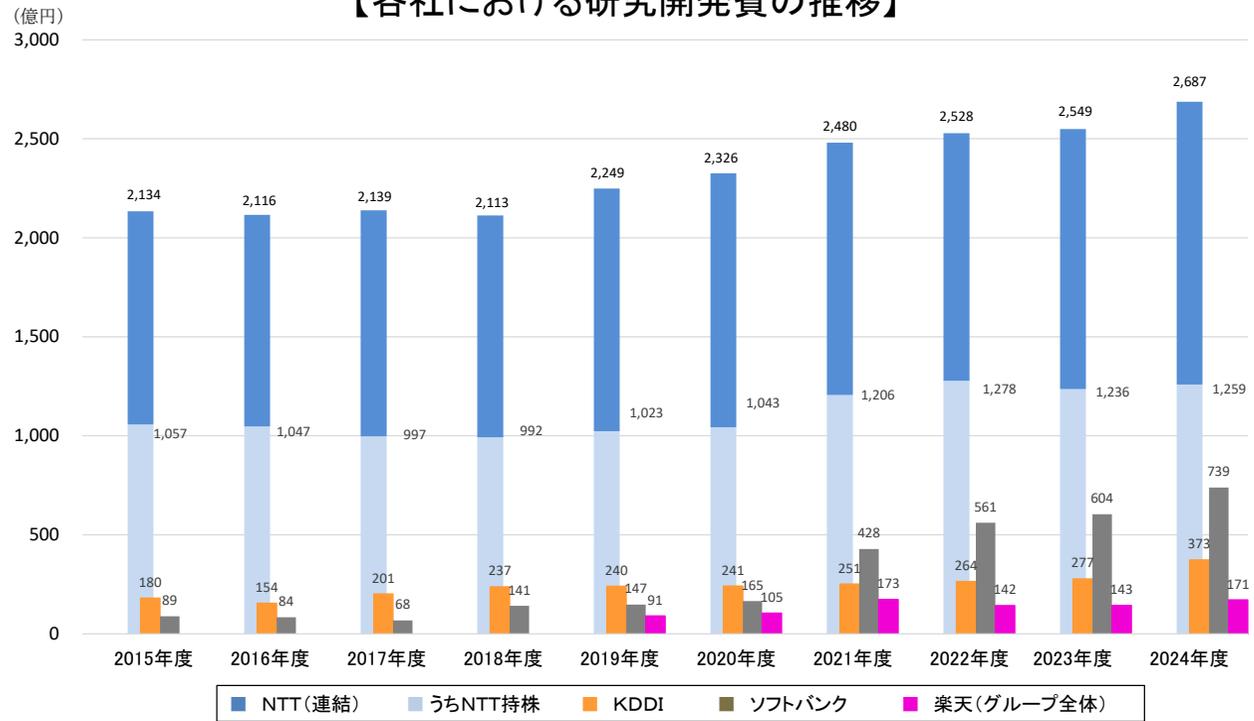
⑥ 研究開発競争の状況の把握

研究開発競争の状況把握

(4) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によるNTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点（続き）

- **今後の検証においては、電気通信技術の発達**が電気通信事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえ、電気通信事業者の研究開発への取組状況の把握として、**電気通信事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた研究開発に関する取組等について、中長期的な動向を含めて調査を行うこととする。**また、事業者ヒアリングの結果を踏まえて、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）による**NTTの研究に関する責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究への取組状況を継続的に把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行うこととする。**

【各社における研究開発費の推移】



※ソフトバンクの2016年度の研究開発費についてはアームを除く数値を記載。

Ⅲ 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

- ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
- ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
- ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
- ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- ⑥ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認（電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認）

電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等について、市場検証基本方針で定めた確認項目等を確認した。
- 検証結果は以下のとおりである（詳細な確認結果は、年次レポート第2編を参照）。

項目		確認結果（概要）
重点的検証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証、将来ネットワークの統合等に伴う課題に関する検証のいずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。引き続き、検証を行っていく。
経営・財務状況及び業務運営・組織態勢のモニタリング		<ul style="list-style-type: none"> 決算状況、中期経営戦略等の中長期的な経営戦略や法令遵守/リスク管理態勢等を把握。
法令・ガイドラインのリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 固定系通信について、令和6年度検証においては、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。 NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認を実施したところ、令和6年度検証においては、問題は認められなかった。 移動系通信について、令和6年度検証においては、競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。 引き続き、検証を行っていく。
	NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかった。引き続き、検証を行っていく。
	情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況、サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等）等について把握。
	未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない。 引き続き、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証するため、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視する。
	その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認（電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認）	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年検証においては、電柱の保有状況及び貸与状況並びに「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（令和5年12月改定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（令和7年3月改定）で定められている電柱の貸与に関する取組の実施状況について確認した。引き続き、検証を行っていく。

- 令和6年度は**主要事業者（NTT持株、NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）を対象事業者**として、「1. 各社の業務運営・組織態勢の把握」や「2. 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」等を実施。

(実施経過) 令和6年 9月 基本方針及び年次計画に沿ったモニタリング項目を対象事業者へ提示
 10月 対象事業者からのヒアリング（対面、書面）を開始
 令和7年4月末 最終ヒアリング回答を受領。

項目	モニタリング結果
1. 各社の業務運営・組織態勢の把握	
(1) 法令等遵守態勢／(2) リスク管理態勢	各社とも、内部監査部門等にて態勢の監査を実施。令和6年度の従業員研修受講率は、各社とも原則100%との回答を受領。 リスク管理者の増員、リスク管理に就く従業員の役職変更等の対応を確認。
(3) 危機管理態勢・BCP対策	他社において発生した不祥事を踏まえて、監査の強化やサプライヤーとの契約内容の強化等、自社体制の見直しの実施を確認。
2. 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握	
(1) 情報漏えいリスクへの対応	各社とも、整備した情報管理態勢に基づき、情報漏洩リスクに対応。
(2) 国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応	各社とも、整備した体制に基づき、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクに対応。
(3) その他各事業者において重要リスクとして定めるもの	各社とも、市場環境の急激な変化や他事業者との競合等のリスクを重要リスクと位置づけて、リスクに応じた対応策を実施。
3. 重点ポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況 	令和5年度に続き、各社とも、業務委託先はグループ内外で一定数が存在。設備関連業務の委託割合については、グループ外企業に対する委託割合の方が高い。子会社等その他の業務委託先の業務の適正性確保については、適時態勢整備の見直しを実施。 ⇒設備関連業務委託は、グループ外企業に委託する割合が高い事業者も見受けられるところ、委託先の企業に関する個別の問題が、電気通信役務の円滑な提供に影響を及ぼさないよう、グループ内企業と同様に、グループ外企業に対する監査態勢も重要。各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスにつき引き続き注視。
<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等） 	令和5年度と比較し、各社とも、更なる価格転嫁の取組体制を構築し対応していると回答するも、中小企業庁の価格交渉/転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷。 ⇒定点的なヒアリングを通じて、各社における価格転嫁の取組の実効性を引き続き注視。

モニタリング結果の概要①

1. 各社の業務運営・組織態勢の把握

- 「法令遵守態勢」、「リスク管理態勢」、「危機管理態勢/BCP対策」については、各社とも、令和5年度において確認した態勢を運用するとともに、適時態勢の見直しを実施している。

■ モニタリング結果

（法令遵守態勢）

- 各社とも、構築したリーガルチェック体制につき、内部監査部門等の監査により適切な運用を確認していると回答。また、従業員の教育について、各社とも、令和6年度の研修受講率は原則100%であり、各社が構築した教育体制を実施していることを確認。

（リスク管理態勢）

- 各社とも、構築したリスク管理体制に基づき定期的に抽出したリスクを管理。令和5年度との差分として、リスクに応じてリスク管理者の増員、リスク管理に就く従業員の役職を変更する等の対応を確認。

（危機管理態勢/BCP対策）

- 各社とも、体制を整備。令和5年度との差分として、他社において発生した不祥事を踏まえて、監査の強化やサプライヤーとの契約内容の強化等、自社体制の見直しの実施を確認。

2. 法令・ガイドライン等の遵守状況や各種重要なリスクマネジメント・ガバナンス態勢の確認

- 「情報漏えいリスク」、「国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応」に関して、各社とも、令和5年度において確認した態勢を運用し、「その他のリスク」に関しても、リスクに応じた対応策を実施。

■ モニタリング結果

（情報漏えいリスクへの対応）

- 各社とも、整備した情報管理態勢により、情報漏えいリスクに対応。

（国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応）

- 各社とも、整備した体制に基づき、国際情勢を踏まえたサービス提供継続リスクに対応。

（その他各事業者において重要リスクとして定めるもの）

- 各社とも、市場環境の急激な変化や他事業者との競合等のリスクを重要リスクと位置づけ、リスクに応じた対応策を実施。

■ 今後のモニタリング方針

- ・ 各社が整備した体制につき、想定どおり機能しているか、定点的なヒアリングを通じて引き続き注視。

モニタリング結果の概要②（3. 重点ポイント①）

（子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況）

- 多くの子会社を抱えるモニタリング対象事業者にとって、子会社その他の業務委託先のガバナンス体制強化も重要であることから、令和5年度モニタリングに続き、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスに関して、電気通信事業を営むに当たって必要な態勢の整備・連携状況について重点ポイントとし、委託企業数と委託業務の割合のほか、グループ内外への業務委託に関して、委託契約の締結前、委託契約の締結時、委託契約の締結後に係る業務の適正性の確保に係る手段について詳細なモニタリングを実施した。

■ モニタリング結果

（全体）

- 令和5年度モニタリング結果に続き、各社とも業務委託先の企業数はグループ内外で一定数が存在。令和6年度における委託業務の割合については、グループ外企業の方が設備関連業務に関する委託割合が高い結果となった。

（子会社等のグループ企業に対する業務委託）

- 子会社等のグループ企業に対する業務委託につき、設備関連業務の委託が約20%、設備関連業務以外の委託が約80%との回答が多かった。他方で、設備関連業務の約40%を委託していると回答した事業者も見受けられた。また、設備関連業務以外では、マーケティングやカスタマーサービス等のバックオフィス業務を委託していると回答した事業者が多かった。
- 令和5年度モニタリング結果に続き、グループ共通ポリシー、子会社との連携態勢強化、グループ企業に対する内部監査により業務の適正性を確保。令和5年度との差分として、グループ全体の内部監査を強化し、意見交換の回数を増やす等、グループ会社の監査組織との連携を進める事業者も見受けられた。

（その他の業務委託先企業に対する業務委託）

- グループ外企業に対する業務委託においては、設備関連業務の委託が約40%、設備関連業務以外の委託が約60%との回答が多かった。他方で、設備関連業務をほとんど委託していないと回答した事業者も見受けられた。また、設備関連業務以外では、子会社等のグループ企業に対する業務委託と同様、マーケティングやカスタマーサービス等のバックオフィス業務を委託していると回答した事業者が多かった。
- 令和5年度モニタリング結果に続き、契約締結前、契約締結時、契約締結後の各段階で、事前審査や事後監査等により、業務の適正性を確保。また、令和6年度において、各社とも、立入又は書面の方法で監査を実施していることを確認。令和5年度との差分として、義務と責任をより明確化して委託契約を強化していると回答した事業者も見受けられた。

■ 今後のモニタリング方針

- 設備関連業務委託の割合は、グループ内企業と比べて、グループ外企業への委託割合が高い事業者も見受けられるところ、委託先企業の管理監督に当たっては、委託先のグループ外企業に関する個別の問題が、電気通信役務の円滑な提供に影響を及ぼさないよう、グループ内企業と同様に、グループ外企業に対する監査態勢も重要。
- 各社が実施する子会社等の業務の適正性を確保するための態勢整備状況、定期監査の実施状況及び本社と子会社との連携状況につき、引き続き注視しつつ、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスにつき、引き続き注視。

モニタリング結果の概要③（3. 重点ポイント②）

（サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格交渉等））

- 物価が大きく上昇している情勢においては、自社（グループ含む）の人件費、物件費等に限らず**サプライヤーとの取引関係においても物価上昇を適切に転嫁されることは重要**。他方で中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果」によれば**価格交渉/転嫁に応じた業種としての「通信」の順位は芳しくない**※状況に鑑み、令和5年度モニタリングに続き、**事業者が下請法等に沿った対応を取っているか（価格交渉の状況）**について、**重点ポイントとし、詳細なモニタリングを実施した**。

※ 価格交渉：30業種中24位（R7.3）、30業種中25位（R6.9）、27業種中21位（R6.3）
 価格転嫁：30業種中29位（R7.3）、30業種中24位（R6.9）、27業種中23位（R6.3）

■ モニタリング結果

（価格転嫁に対する事業者としての姿勢）

- 各社とも、パートナーシップ構築宣言や購買・調達に関する規範をHPに公開し、政府指針等に従って対応している姿勢を対外的に周知していると回答。また、社内向けにおいても、取引適正化に向けた経営トップメッセージ等を掲載し、事業者としての姿勢を対内的に周知していると回答した事業者も見受けられた。

（価格転嫁に対する事業者の取組）

- 各社とも、価格転嫁対応に向けて種々の取組を講じており、購買部門による自主点検に加え**監査部門による監査の実施**、契約プロセスに**決裁者による交渉状況の確認**を追加、取引先中小企業向けに**相談窓口を設置**、取引先中小企業向けに**アンケート調査を実施**し、自社の価格交渉状況等を把握・フォローアップ、**従業員向けの社内研修の実施**等の取組を講じていることを確認した。
- また、今後検討予定の取組としては、**改正下請法の規制内容の全社的な周知**や、**グループ企業を含めた更なる取組の啓蒙**を検討していると回答した事業者も見受けられた。

（価格交渉・価格転嫁の状況）

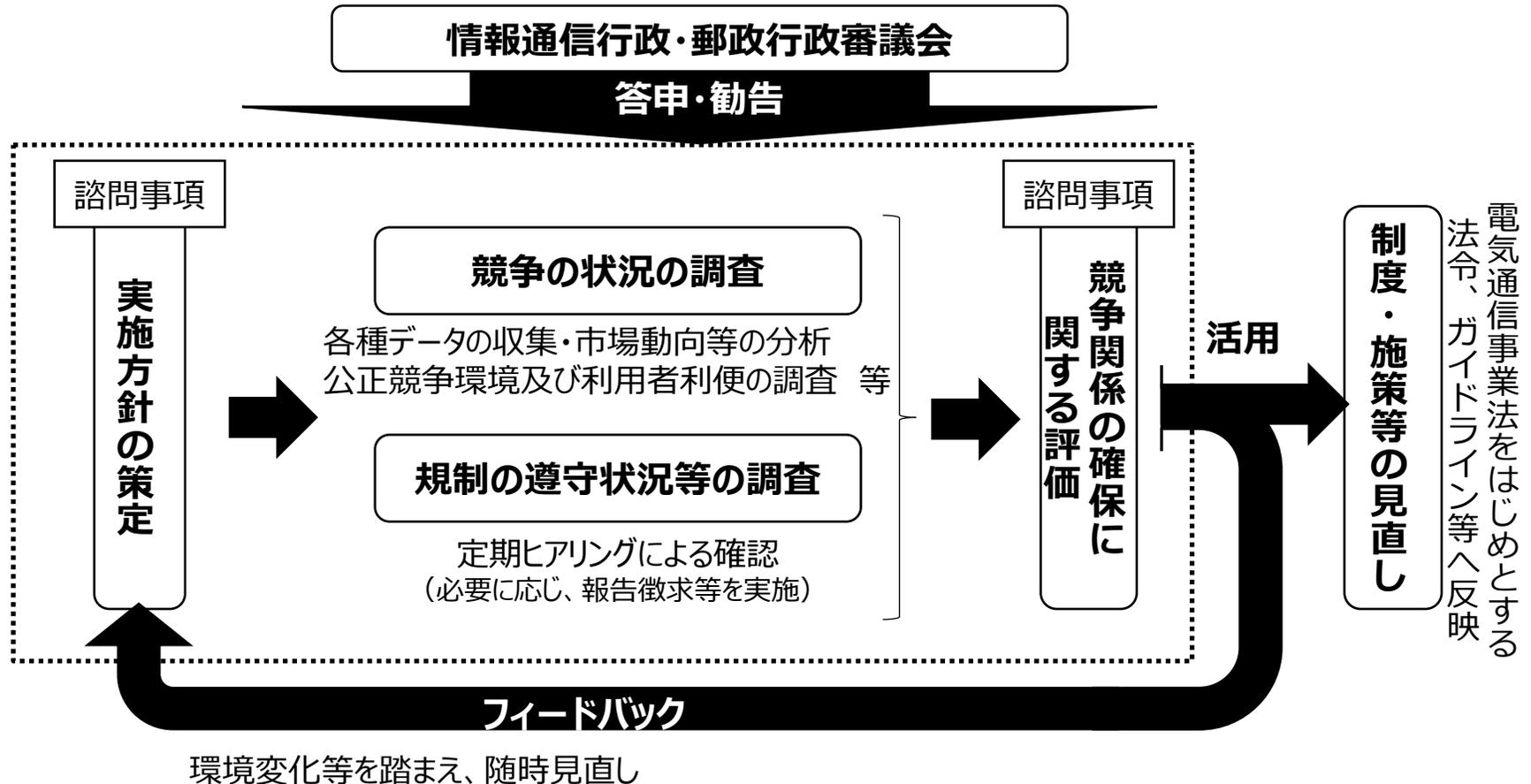
- 令和6年度における**取引先中小企業の内訳は、情報サービス業が多い**と回答した事業者が多かった。
- **令和6年度の価格交渉状況は、各社とも、取引金額等の一定の閾値を設けた上で、適時適切に価格交渉に応じていることを確認したと回答した一方で**、一部の取引においては、主に自動更新契約や相見積もりによる契約であることを理由に、価格交渉を実施しなかったと回答した事業者も見受けられた。
- **令和6年度の価格転嫁の諾否割合**においては、**多くの事業者が増額に応じている**との回答であった一方で、価格転嫁の諾否割合を把握していないと回答した事業者も見受けられた。

■ 今後のモニタリング方針

- 事業者において、**価格転嫁に向けた取組体制は構築されているものの**、令和5年度に続き、中小企業庁の価格交渉/転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷していることから、**価格交渉の状況や価格転嫁の諾否状況につき、定点的なヒアリングを通じて**、各社を頂点とした**サプライチェーン全体の好循環に向けた価格転嫁の取組の実効性を引き続き注視**。

IV 參考資料

- 公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が、毎年、**審議会の有識者の意見を聴きながら、検証する仕組みを法定化**。
- あわせて、検証を通じて専門的な知見が蓄積されることとなる審議会が、その諮問事項に適時に意見することができるよう、**審議会の勧告制度を導入**。



- 電気通信事業法第167条の3による競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針として、本方針を策定
- **各年度の結果は**、審議会の答申を経て、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、**制度・施策等の見直しに反映**
- ①電気通信事業者向けの**クラウドサービスの実態把握**、②NTTグループの組織再編に係る対応としての**NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化に係る検証**、③令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**を視野に入れた対応が、当面の重要課題

電気通信事業者間の競争の状況の調査

① 検証対象市場に係る競争状況等の分析

移動系通信、固定系通信、法人向けサービス市場について、競争状況等に関する指標（シェア、市場集中度、契約数、事業者数、料金プランの状況等）を定点観測し、分析

② 電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査

③ 研究開発への取組状況の把握

国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた取組等を調査

公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査

① 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

NTT東西・NTTドコモによる接続関連情報の目的外利用、特定の者に対する不当な優遇の有無等を確認

② NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTTの各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から設けられた累次の公正競争条件の遵守状況等を確認

③ NTTグループの組織再編に係る対応等

組織再編が公正競争に与える影響を検討し、必要と判断された場合は、公正競争を担保するための対応を検討（→NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化の検証等）

④ その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

適正な競争関係の確保に関する評価

上記の調査の結果に基づき、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど（→令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**）、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価

電気通信事業法の関連条文

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、**電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査**を行い、その結果に基づき、**電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価**を行うものとする。

- 2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、**当該調査及び評価の実施に関する方針**を定め、**総務省令**で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行つたときは、**総務省令**で定めるところにより、その結果を公表するものとする。
- 4 総務大臣は、第一項の規定による**評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用**するものとする。

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）に諮問しなければならない。ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、**第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定**

三・四 (略)